

「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくため、「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」（令和7年度～令和11年度）を作成しました。

このたび、このプラン案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 プラン（案）の趣旨・目的

本市では、令和2年3月に生活困窮者自立支援制度を核とした、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を進めるための具体的な行動計画として、「第2期千葉市貧困対策アクションプラン（以下、現プラン）」を策定し、生活困窮者の支援に取り組んできました。

しかし、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰など、生活困窮者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、市民生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要があります。

そのため、現プランの2本の柱である「包括的・早期的な支援に向けた取組み」や「地域づくりのための取組み」に、「多機関が機能的に連携するための取組み」という新たな柱を加えた「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」を策定します。

2 プラン（案）の公表

（1）公表期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）

（2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 市内施設での閲覧および配布

保護課（市役所高層棟9階）、市政情報室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館

3 意見の募集方法

（1）募集期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）

（2）募集方法

「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」に対する意見」と書き、住所・氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

(3) 提出先

郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所保護課
FAX 043-245-5541
電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp
持参 保護課（市役所高層棟9階）、各区役所総務課

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 12月号掲載
- (2) 市ホームページ掲載 12月16日（月）公表

5 意見等の公表

令和7年2月中に市ホームページで公表する予定です。なお、氏名、住所等の個人情報は公開しません。

6 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和7年3月頃に「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」を策定、公表する予定です。